

平成 25 年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

◎所管事項説明

(1) 「三重県中小・小規模企業振興条例」最終素案について

・・・資料 1、2、3

平成 25 年 12 月 20 日
雇用経済部

「三重県中小・小規模企業振興条例」

最終素案

目次

- 1 前文 (P 2)
- 2 目的 (P 3)
- 3 定義 (P 3)
- 4 基本理念 (P 4)
- 5 関係機関の責務・役割等 (P 5)
- 6 ものづくり産業に携わる中小企業の振興 (P 8)
- 7 サービス産業に携わる中小企業の振興、まちづくり等による地域の活性化 (P 9)
- 8 小規模企業者に対する支援 (P 10)
- 9 三重県経営向上計画の認定及び実行の支援 (P 11)
- 10 人材の育成及び確保 (P 12)
- 11 資金供給の円滑化 (P 13)
- 12 創業及び第二創業の促進 (P 14)
- 13 事業承継への支援 (P 15)
- 14 新たな販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進 (P 16)
- 15 情報発信及び顕彰 (P 17)
- 16 みえ中小企業振興推進協議会の設置等 (P 17)
- 17 財政上の措置 (P 17)

三重県の中小企業は、本県経済を牽引し、地域社会の形成や維持に寄与している重要な存在である。また、県北部では製造業が集積し、県南部では地域資源を活用した産業や観光業が盛んであるなど、三重県には多様な中小企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。

三重県が持つ世界に誇るべき歴史、文化、風土の中で貫かれてきたものは、伝統や技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。

昨今、世界においては、国際的な競争及び海外市場の変化が激しさを増しており、特に、本県経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化や地域の過疎化など人口減少社会における新たな社会的課題の解決への対応が一層求められる。

今までに、三重県の中小企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、三重県に根付く時代の変化に対応する精神を以って、その機動性や地域性を発揮し、果敢に変化に対応していくことが必要である。

県は、中小企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業の新たな価値の創造や挑戦を促進するため、中小企業の中でも特に小規模企業に配慮しつつ、人材育成、資金供給の円滑化、創業・事業承継の促進、海外展開など中小企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業の振興にあたっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

三重県の中小企業の振興を通じて、三重県の中小企業がその特色をいかしながら時代の変化に対応していくことは、県内経済の発展や県民生活の向上のみならず、日本全体を牽引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業の振興を県政の重要課題として位置付け、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業者の努力、市町、中小企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業が経済的・社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【制定の趣旨】

本項は、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるような中小企業の果たす役割の重要性をかんがみ、本条例において、中小企業の振興についての基本理念を定め、県の責務、事業者及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業振興に関する施策の基本となる事項を定めることとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する中小企業者で、本県に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、本県に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。

(3) 中小企業に関する団体 商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会及び商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条に規定する中小企業支援機関、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第1条に規定する信用保証協会等中小企業の振興を目的とする団体をいう。

(4) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【制定の趣旨】

本項は、この条例において掲げる用語の定義について明記しています。

第1号 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは、以下のとおり。

・ 製造業・その他の業種：300人以下（従業員）又は3億円以下（資本金）

・ 卸売業：100人以下又は1億円以下 ・ 小売業：50人以下又は5,000万円以下

・ サービス業：100人以下又は5,000万円以下

第2号 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者とは、以下のとおり。

・ 製造業・その他の業種：20人以下（従業員）

・ 商業・サービス業：5人以下

(基本理念)

- 第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。
- 2 中小企業の振興は、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑みなければならぬ。
- 3 中小企業の振興は、経営資源の確保が困難である小規模企業者について、その経営の規模及び形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨としなければならぬ。
- 4 中小企業の振興は、県、国、市町、中小企業者、中小企業に関する団体、教育機関、金融機関（本県に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。）、大企業者（中小企業者以外の者であって、本県に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。）及び県民が相互に連携し、並びに協力して推進されなければならない。

【制定の趣旨】

本項は、中小企業の振興について、基本理念を定めています。

まず、第1項において、中小企業の主体的な努力を促していくことを中小企業の振興の基本とし、第2項において、前文にも記載したとおり、中小企業が地域の雇用を支え、地域社会の形成や維持に寄与している役割の重要性を鑑みて振興する旨を明記しています。

第3項は、中小企業の中で、特に、小規模企業に関する規定です。小規模企業は、県内中小企業の約90%を占め、地域の経済や暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っており、大変重要な存在であると考えています。そのため、小規模企業に対しては十分に配慮した取組を行っていくことが重要であり、地域の商工会、商工会議所等と連携し、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

第4項は、中小企業の振興にあたっては、関係者との緊密な連携協力をを行うことが重要であることから規定しています。

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者、中小企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業者及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

【制定の趣旨】

本条は、県の責務を規定するものであり、基本理念にのっとって、第1項では、中小企業の振興に関する施策を県が総合的に実施することを規定したものです。その際、国等との役割分担を意識し、県は地域経済の実情を踏まえ継続的な振興を図ります。第2項では、関係者等との連携協力を通じて中小企業振興施策を実施するよう取り組む責務を規定したものです。

(中小企業者の主体的な努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、事業活動を通じて、地域社会の形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、中小企業者の努力を規定したものです。第1項において、中小企業者が自主的な努力を行うよう努めること、第2項において、地域における雇用機会の確保、人材の育成、あるいはワークライフバランスといった雇用環境の整備に努めること、第3項において、豊かで活力のある地域社会の形成に寄与するよう努めることを規定したものです。

(市町の役割)

第6条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県及び他の市町等と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、市町の役割を規定するものであり、基本理念にのっとって、中小企業の振興に関する施策を市町が地域の特性を活かして、国及び県、他市町等と連携し実施するよう努める役割があることを規定したものです。

県と市町の具体的な連携については、みえ中小企業推進協議会での議論や資金繰り支援での連携を想定しています。

(中小企業に関する団体の役割)

第7条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、中小企業の振興に関する施策の実施について、協力するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、中小企業に関する団体の役割を規定するものであり、基本理念にのっとり、中小企業の経営の安定及び向上にかかる支援などに積極的に取組を行う役割があることを規定するとともに、県が行う中小企業振興施策に協力するよう努める役割があることを規定したものです。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、教育機関の役割を規定するものであり、基本理念にのっとり、キャリア教育を含め、望ましい勤労観・職業観の育成、職業に関する知識や技能を身に付けさせることなどが必要であることを規定したものです。なお、地元の産業を支える人材の育成という観点から、三重県の特徴である産業の集積についても、教育の中で重視していくことが必要であると考えています。

(高等教育機関の役割)

第9条 高等教育機関（学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。）は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う研究開発及び人材の育成のための協力その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、大学、高等専門学校などの高等教育機関の役割を規定するものであり、基本理念にのっとり、中小企業が経営の向上に取り組むため、中小企業が行う研究開発及び人材育成などに対する協力に努める役割があることを規定したものです。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業者に対する支援等を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、金融機関の役割を規定するものであり、基本理念にのっとって、中小企業者の円滑な資金調達及び改善に協力する役割とともに、中小企業者に対する支援等を通じ、地域の経済・社会への貢献につなげていくよう努める役割があることを規定したものです。

(大企業者の役割)

第11条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業と連携した事業機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、大企業者の役割を規定するものであり、基本理念にのっとって、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であることを鑑み、国及び県、市町が行う中小企業振興施策に大企業者が協力するなど中小企業と連携した事業機会の創出に努める役割があることを規定しています。

(県民の理解及び協力)

第12条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条は、県民の中小企業振興に対する理解と協力を規定するものであり、基本理念にのっとり、中小企業が地域経済の担い手であること、中小企業の振興が地域社会の持続的な発展及び県民の生活に寄与していることについての理解を深めていただくことを明記しています。あわせて、国及び県、市町が行う中小企業振興施策に県民が協力するよう努める役割があることを規定しています。県として、県民に対し、中小企業の振興について普及・啓発を行う仕組みを通じ、県民の方々が中小企業の振興について理解を深めていただくことを図ります。

(ものづくり産業に携わる中小企業の振興)

第13条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）を営む中小企業者における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めること）及び新たな工業製品及び商品開発の促進を図るとともに、中小企業者の新たな基盤技術並びに技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入の支援、同じ業種及び異なる業種との連携の促進その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、ものづくり中小企業の振興について明記しています。

近年の新興国の急激なキャッチアップにより、国内中小企業と海外企業との技術力の差がなくなりつつあります。国内でも、同業者等との価格競争の中で、県内中小企業が生き残っていくには優位に立てる技術力を維持・発展させることがますます重要になっています。また、グローバル経済の中、地域経済を守るために、産業の集積を促進することが必要です。

三重県の2012年の製造品出荷額は全国9位で、電子部品・デバイスの製造品出荷額は全国1位、輸送用機械は全国4位、化学工業は全国9位と、高い競争力を有しています。この競争力を維持・強化するために、サプライチェーンの一翼を担う中小企業の育成、あるいは、ものづくり基盤技術を有する中小企業の育成が引き続き重要です。

このため、県として、中小企業の技術開発の支援、新分野への進出の支援、高度化・効率化を図るための設備投資に対する支援、産学官連携や農商工連携等を含めた同業種・異業種との連携の促進、技術人材の育成・確保、知的財産に関する支援などの施策を講ずるとともに、必要に応じて、優遇税制の措置など事業環境の整備に取り組んでいきます。

第14条 県は、サービス産業を営む中小企業者を支援するため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条により指定された本県の伝統的工芸品その他規則で定める品目に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源に係る産業をいう。）を営む中小企業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品の開発並びに当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

みえ産業振興戦略では、「ものづくり産業」と「サービス産業」とは、経済をけん引していく際の「産業の両輪」となるべきものとしてとらえています。実際、三重県経済の付加価値額、県内雇用の6割以上を占め、事業所数でも県内中小企業の約8割がサービス産業となっています。

まず、第1項では、観光業、卸売業、小売業、運輸業などサービス産業に特化した施策について明記しています。例えば、観光業においては、三重県にいかに来てもらうかが重要であり、県外への情報発信やコーディネイトする人材の育成などが必要です。このため、県として、サービス産業のノウハウや労務・生産管理等に関する人材育成や新しい観光モデルの構築等に取り組んでいきます。

第2項では、まちづくりと一体となった中小企業支援について明記しています。商店街をはじめとする地域商業について、その衰退により、コミュニティ機能の低下や住民の日常生活上の支障などの影響が懸念されています。商店街などの商業の集積の活性化は、地域のインフラ基盤として捉えていく必要があります。このため、県として、まちづくりと一体となって商店街を活性化するための勉強会やネットワーク創出のための取組などに対して支援を行います。

第3項では、伝統産業や地場産業の振興について明記しています。三重県の伝統産業や地場産業は、地域の歴史・文化・風土と密接に結びつき脈々と営まれてきた産業であり、これまでも地域を支えてきただけでなく、本県の魅力を語る上でも欠かせないものと考えています。一方で、ライフスタイルの変化による需要の低迷や輸入品などにより、その経営環境は厳しい状況にあります。このため、県として、デザイナー・クリエイター等との連携による地域資源を活用した新商品開発や大都市圏への販路開拓、後継者の確保と技術の伝承・向上への取組等に対する支援を行います。

(小規模企業者に対する支援)

- 第15条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。
- 2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する、小規模企業者の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、小規模企業者等の連携による商品の開発及び販路の開拓、新たなサービスの創出に係る支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、基本理念の第3項に基づき、小規模企業者に対する支援について規定したものです。

小規模企業者は、県内中小企業の約90%を占め、地域の経済や暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っており、大変重要な存在であると考えています。

少子高齢化や地域の過疎化が進む中で、小規模企業者は利益は少ないものの、社会的課題を解決する重要な存在であり、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス※といった事業を含め、地域密着型の産業に着目したきめ細かい支援が必要であると考えます。

そのため、第1項では、経営不振や担い手不足に直面する小規模企業者や支援策の情報が得ることが難しい小規模企業者に対する相談窓口を新たに設置し、きめ細かい支援体制を構築していくこととします。

第2項では、商工会、商工会議所等を通じて行う経営に関する相談や指導の充実を図るため、経営指導員等に係る経費を支援するとともに、小規模企業者が共通して抱える課題や地域課題の解決に向け、商工会、商工会議所等が地域に密着して行う取組に対して必要な施策を講ずることとします。

第3項では、小規模企業者等の連携（グループ化）を通じた商品の開発及び販路開拓、新たなサービスの創出といった小規模企業者のトライアル事業を支援していきます。

※ソーシャルビジネス／コミュニティビジネス

地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあります。このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスです（経済産業省HPより）。

(三重県経営向上計画の認定及び実行の支援)

第16条 中小企業者は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（次項において「三重県経営向上計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 県は、中小企業者が前項の規定による認定を受けた三重県経営向上計画を着実に実行できるよう、当該中小企業者への資金の供給その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第1項の規定による三重県経営向上計画の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る三重県経営向上計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

【制定の趣旨】

基本理念において、中小企業者の経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としています。中小企業者の挑戦を後押しするだけでなく、中小企業者のやる気を引き出すために、県独自の経営の向上及び改善にかかる計画（「三重県経営向上計画」）の認定制度を創設し、その計画が着実に実行できるような措置を講ずることを定めています。

この計画は、多様な中小企業の発展段階に応じて作られるもので、経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組、地域の多様な需要に応えるための取組さらには全国や世界の市場を目指して成長していくこうとする取組など中小企業の様々な挑戦を後押しすることを想定しています。また、本制度は、商工業だけでなく、介護や福祉、建設、土木といった業種や、中小企業が取り組む農業の6次産業化、農商工連携など新しい事業展開についても対象として想定しています。

計画の作成に当たっては、地域の中小企業に関する団体との連携が重要であると考えております。経営指導員に対する本制度の普及啓発や経営指導員のスキルアップのための支援、さらにはOB人材など企業インストラクターの配置など、地域の中小企業に関する団体と連携しながら、中小企業を支える支援体制の強化に努めていきます。

県から計画の認定を受けた中小企業者には、低利融資の適用や高度な専門家の派遣、ファンド助成など、計画を後押しする措置を講じていくこととします。

(人材の育成及び確保)

第17条 県は、中小企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者又は経営者を補佐する人材並びにこれから経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、中小企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、キャリアアップのための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、中小企業が、女性、高齢者及び障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、人材の育成・確保について明記しています。

第1項は経営者の育成、第2項は従業員を念頭において実践的な能力を備えた人材の育成・確保、第3項は女性や高齢者、障がい者を念頭において多様な就業機会の提供について定めています。

まず、経営者の育成については、経営ノウハウの向上とあわせて、経営者としての自覚・覚悟の醸成や経営者同士のネットワークが重要です。このため、高等教育機関等と連携した経営人材の育成とともに、経営者同士のネットワーク構築など必要な施策を講ずるものとしています。

また、経営資源の少ない中小企業では、独自で人材育成をすることが困難であるとともに、大手企業に目が向いている若者等の人材確保や定着にも苦労しています。一方、三重県内の職業系高校では、自動車科、電気科、情報科や食物調理科など、全国的に見てもレベルの高い学科があり、優秀な若手人材を多く輩出しています。このため、教育機関など関係機関と連携し、製造現場のリーダーや研究・開発設計に携わる人材の育成などキャリアアップにつながる人材育成を行います。また、新卒者やOB人材等とのマッチング支援、座学と組み合わせたインターンシップの支援、さらには、県内の高等教育機関に在学する学生が、就職先として県内企業を選択するよう中小企業の情報発信支援などの取組を通じて、中小企業の人材確保や定着を支援していきます。

さらに、中小企業は豊かで活力のある地域社会の維持・形成のために、女性、高齢者、障がい者が生き生きと働くことができる雇用環境を提供することが望ましいと考えます。女性、高齢者、障がい者にとって、地域の中小企業は身近な働く場として重要な存在もあります。このため、県として、女性や高齢者、障がい者などが生き生きと働くことができる就業機会を提供しようとする中小企業に対して、ワークライフバランスを推進するための就業規則等の見直しに対する支援やハローワーク等と連携した就職面接会などの支援等を行います。

(資金供給の円滑化)

第18条 県は、中小企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

中小企業にとって、資金調達は経営上の大きな課題のひとつです。中小企業が経営の見直しや技術開発を進めるために資金調達を行おうとする際、不動産担保や保証人確保の難しさなどから、金融機関から円滑な融資が受けにくい状況にあります。また、中小企業の中には、事業の継続には問題ないものの、過去の債務が過大であるため、新たな設備投資が困難なケースもあります。

本項では、こうした事情をかんがみ、中小企業への資金供給の円滑化に県として取り組んでいくことを明記しています。

具体的には、県では、中小企業者が事業経営に必要とする設備資金や運転資金を円滑に調達するため、金融機関、信用保証協会、地域の中小企業に関する団体などの協力を得て融資制度を設け、利子補給や保証料補助などの支援を行い、利用者負担の軽減を図っています。今後も、引き続き、県の融資制度を継続していくとともに、県の融資制度の使い勝手の向上に努めています。また、中小企業が抱える金融取引における悩みごとや事業再生に関して、専門家が相談に応じる金融相談窓口の充実などに努めています。また必要に応じて、「再チャレンジサポート資金」などによる資金供給を行います。

(創業及び第二創業の促進)

第19条 県は、中小企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業が、先代から事業を引き継いだ場合等に事業の形態の転換又は新しい事業及び新しい分野に進出することをいう。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、創業及び第二創業の促進について明記しています。

創業は経済社会のダイナミズムの原動力であり、雇用の創出に大きな役割を果たしています。また、地域や住民、県民等のニーズに応えた創業が生まれることは、新たな産業の創出につながり、引いては地域経済の活性化にも貢献することが期待されることから、一定数の創業が継続することが望ましいと考えます。

県では、創業や第二創業に関する意欲の醸成及び相談体制の充実など、必要な施策を講ずることとします。

具体的には、商工会、商工会議所など中小企業に関する団体が行う創業の心構えや知識の習得のための取組への支援や、他県市との連携により、起業・創業及び第二創業の意欲の醸成を図っていきます。また、創業及び第二創業に関する相談窓口を新たに設置します。

加えて、創業及び第二創業に対する金融支援に関して、従来からある「創業・再挑戦アシスト資金」について、商工会、商工会議所と連携した運用を新たに行うとともに、市町が行う創業のための金融支援に対して県も利子補給や保証料補助といった支援を行う制度を構築します。

(事業承継への支援)

第20条 県は、中小企業に蓄積された経営資源が散逸することなく地域社会の形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援など円滑な事業の承継を促進するためには必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項では、事業承継への支援について明記しています。

事業承継は、家族経営の多い特に小規模企業者にとって重要な課題となっています。また、三重県での事業活動の継続性の観点から、事業承継は重要な課題です。特に、若者の流出などによる生産年齢人口の減少が著しく、過疎化、高齢化が進んでいる県南部地域において、中小企業の事業承継が促進されることとは、雇用の場の確保が図られ、地域社会の維持・発展にもつながると考えられます。

一方、県のアンケート結果によると、技術・技能等の承継状況について、「うまくいっている」とする割合が、中小企業は約3割、小規模企業者は約2割と低い状況です。また、熟練技能・技術の標準化・マニュアル化について、中小企業は約6割、小規模企業者では約4割に留まっています。

そのため、県として、後継者教育に対する支援や事業承継に関する相談体制を新たに構築するなど必要な施策を講ずることとします。

具体的には、商工会、商工会議所など中小企業に関する団体が行う後継者育成のための勉強会等を支援していきます。また、M&Aを含めた事業引き継ぎのための新たな相談窓口の設置について検討していきます。さらに、事業を承継する側への啓発についても必要な施策を検討していきます。

加えて、地域において、地域に残したいビジネスを発掘するとともに、後継者の担い手不足に苦慮している中小企業に対して、地域内外から当該ビジネスの担い手候補を探し、マッチングする事業を想定しています。その際、ビジネスの計画策定支援や県の融資制度による支援などを行い、地域における事業承継を促進します。

(新たな販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)

第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業者の販路の拡大を促進するため、中小企業同士等の連携、共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外での販売機会の充実について支援するとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業がその事業の基盤を本県に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業者等、高等教育機関、県又は市町が、相互に経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項では、販路の開拓及び海外展開の促進について明記しています。

中小企業は、マーケティングに人員を振り向けるだけの余裕に乏しいため、広域的な販路開拓の手がかりがない、あるいは新商品の新規性が高く具体的な市場が顕在化していない等の理由から、単独での販路開拓が困難な事業者が少なくありません。

また、本格的な海外展開に関しては、情報、資金、人材といった点で躊躇している企業が少なくないことが現状です。さらに、三重県内製造業と県外企業について海外展開の取組を比較すると、県内製造業の海外展開の取組比率は、県外企業に比べ全般的に低くなっています。

こうしたことから、中小企業のグループ化や共同による販路開拓を支援することが重要です。また、大都市圏での情報発信の充実を図るとともに、国内外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への支援を明記しています。

また、中小企業の海外展開を促進するため、海外との産学官の経済交流をはじめ、海外ビジネスサポートデスクやジェトロを通じ、現地サポート体制の充実、海外現地での資金調達などの環境整備に取り組んでいきます。

(情報発信及び顕彰)

第22条 県は、中小企業に関する情報の提供を図るため、中小企業が持つ魅力を発信するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業等の顕彰並びに公表に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、中小企業の情報発信及び顕彰について明記しています。

中小企業は相対的に自社の強みや良さに気付いていない、自社をアピールするノウハウが不足しているなど、素晴らしい技術や製品を持っていても、なかなか自社の認知の向上につなげることができない県内中小企業は少なくありません。

このため、県として、県内中小企業に関する情報を発信していくための手立てを講じることが必要です。具体的には、県内中小企業を発信するカタログ作りや若者に対する県内中小企業の情報発信を支援するとともに、自社に一層自信を持っていただくため、県内の中小企業に対する顕彰制度を創設する予定です。

(みえ中小企業振興推進協議会の設置等)

第23条 県は、中小企業の振興について、地域の事情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとに「みえ中小企業振興推進協議会」の設置その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業者、中小企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び施策の利便性の向上に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、中小企業振興の推進について明記しています。

本条例に基づく中小企業振興が、地域において具体的かつ計画的に実行されていくことが重要です。そのため、地域ごとに中小企業振興を推進するための仕組み（みえ中小企業振興推進協議会）を構築することを考えています。

また、事業者が県の中小企業振興施策を利用しやすくするために、県は、施策の広報や使い勝手の向上に努めていくことを規定しています。

(財政上の措置)

第24条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、基本理念に基づいて実施される中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、必要な予算措置を講ずるよう努めるものとするという方針を示したものです。